

10年保存

機密性 2

平成26年8月11日から 平成36年8月10日まで

平成26年8月11日
基監発0811第1号
基安安発0811第1号
基安労発0811第1号
基安化発0811第1号

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

監督課長
安全衛生部安全課長
労働衛生課長
化学物質対策課長
(契 印 省 略)

災害調査等の実施に当たっての取扱いについて

災害調査の実施については、平成26年8月11日付け基発第2号『監督業務運営要領の改善について』の一部改正についてにおいて、交通事故等であって、明らかに当該事業場における安全衛生管理と関係の稀薄なものについては、原則として調査の対象としないこととされているが、下記に留意の上、適切に対応されたい。

記

1 原則として調査の対象としない災害、事故について

以下の災害、事故とすること。なお、当該災害、事故が重大災害であるか否かを問わないものであること。

- ① 自動車及び原動機付き自転車（以下「自動車等」という。）の交通事故による交通労働災害（事業場構内におけるものを除く。）のうち、労働者以外の者が運転する自動車等に衝突されたもの
- ② 病院や社会福祉施設等における施設内感染であって、労働基準監督署等が把握した情報から、その原因として当該事業場における労働安全衛生法上の問題が存在しないと考えられるもの

- ③ 食中毒であって、労働基準監督署等が把握した情報から、食中毒の原因となった食品を提供した事業場のみに食品衛生上の問題があったもの等、その原因として当該事業場における労働安全衛生法上の問題が存在しないと考えられるもの

2 重大災害の報告について

上記1の①から③に掲げる事案であっても、重大災害については、重大災害報告（安衛補 501）が必要であるため、必要な情報を把握すること。